

国民健康保険からのお知らせ

平成19年度国保税医療分・介護分の税率は据え置きました

● 医療保険分 ●

その年の年間の医療費を推計し、国保加入者が医療機関に支払う一部負担金や、国などからの補助金を差し引いた残りが、税の総額になります。

● 介護保険分 ●

その年に納める介護納付金（40歳から65才未満の国保加入者）から国の補助金を除いた残りが、税の総額になります。

	医 療 分	介 護 分
所 得 割	(前年の総所得額 - 330,000) × 7.1%	(前年の総所得額 - 330,000) × 1.5%
資 産 割	平成19年度の固定資産税 × 38%	平成19年度の固定資産税 × 5%
均 等 割	1人につき 24,000円	1人につき 9,000円
平 等 割	1世帯につき 30,000円	1世帯につき 3,000円
賦課限度額	560,000円	90,000円

「均等割」「平等割」の軽減について

所得の少ない世帯に対して、「均等割」「平等割」の軽減措置があります。7割、5割、2割軽減があり、措置を受けるには、所得申告を済ませておく必要があります。なお2割軽減の該当の方は、申請していただくことになります。

出産育児一時金受領委任払

行方市国民健康保険では、被保険者の方が医療機関に支払う出産費用の負担を軽減するために、出産育児一時金受領委任払を行っています。

出産された場合は、出産育児一時金として35万円を世帯主に支給していますが、この一時金を出産費用に充てるため、行方市国民健康保険から医療機関へ支払います。国保税滞納世帯の方は利用できません。

利用方法などの詳しいことについては、下記へお問い合わせください。

平成20年度から 健診が変わります

40歳から74歳までの方の生活習慣病予防の健診は、医療保険者が行うこととなります。

国保加入者の方は国保が行いますが、国保以外（社会保険、健康保険組合、共済など）の本人、家族の方はそれぞれの保険者が行いますので、保険者（事業所など）へお尋ねください。

詳しくは、今後の市報へ掲載していきます。

お問い合わせ

市民課 国保年金グループ（玉造庁舎）

☎ 0299 (55) 0111